

報告事項 2

損害賠償請求事件等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和8年6月1日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告：元県立特別支援学校教諭

被告：愛知県及びA（元県立特別支援学校校長）

2 請求の趣旨

- (1) 被告愛知県は、原告に対し、被告Aと連帯して金 500 万円及びこれに対する令和 5 年 3 月 27 日（不法行為日）から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告Aは、原告に対し、被告愛知県と連帯して金 500 万円及びこれに対する令和 5 年 3 月 27 日（不法行為日）から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とするとの判決ならびに、1 項 2 項について仮執行宣言を求める。

3 原告の主張

- (1) 令和 4 年度、県立特別支援学校の教諭であった原告は、同校の担任教諭らが行った生徒への指導について、当時学校長であったAに対して改善の申し立てを行ったが、特段の措置は講じられなかった。最終的に、生徒に発生した重大事態について、Aは、担任教諭らの指導の原因が原告にあったとする調査結果を生徒及び生徒の保護者に伝達した。加えて、Aは、当該調査結果を記録した行政文書を作成・行使し、原告の社会的評価を失墜させた。
- (2) Aは、当該調査結果についての原告による説明要求に対し、私的に弁護士に依頼し原告に対し内容証明郵便を送付して説明を拒絶するなどの対応を行った。
- (3) これら一連の行為は、学校管理職が職務上行ったものについては国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき被告県が賠償責任を負い、職務権限を逸脱した私的な不法行為についてはA個人が民法第 709 条に基づく不法行為責任を負う。

いじめ重大事態事件について

1 当事者

原告：元県立高等学校生徒

被告：愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対して、金 55 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 原告の主張

- (1) 原告は、県立高等学校に在籍していたが、いじめを受け不登校となり、転校した。転校後も、虚偽の噂を立てられるといういじめを受けた。

- (2) 主位的請求：国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償

被告は、以下の違法な不作為を行い、原告に精神的損害を与えた。

被告は、いじめ防止対策推進法・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、本件学校に対し、いじめ重大事態を認知させ、推進法 28 条所定の重大事態調査を実施させるべき指導・助言義務を負っていた。しかし、原告からの申立て及び重大事態の発生を認識していたにもかかわらず、ガイドラインに沿った指導・助言を怠り、重大事態調査が実施されないまま放置した。

本件学校の教職員らは、推進法 28 条所定の重大事態調査義務を負っていた。しかし、原告及び保護者からのいじめの申告及び重大事態要件の充足を認識しながら、故意又は過失により、いじめ重大事態として認知せず、独立中立な第三者委員会を設置した網羅的調査を実施することなく、「いじめはなかった」と結論づけ、推進法の要請する調査義務に違反した。

- (3) 予備的請求：被告自身の損害賠償責任（民法 709 条）、被告の使用者責任（同 715 条）、被告の在学契約上の債務不履行（同 415 条）
- (4) いじめ重大事態の調査を実施しなかったことにより、法律上保護された利益が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、慰謝料 50 万円及び弁護士費用 5 万円の合計 55 万円の支払いを求める。